

## 公益財団法人晴嵐館 会員規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人晴嵐館（以下「この法人」という。）の定款第37条第2項及び第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員の種類)

第2条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 維持員
- (2) 賛助員
- (3) 特別維持員
- (4) 名誉顧問

### (維持員)

第3条 次の各号のいずれにも該当し、この法人の目的、事業に賛同する個人は、第11条1項第1号に定める会費を納入し、理事会の承認を得て維持員となることができる。

- (1) 書道を愛好する者
- (2) 満18歳以上の者

### (賛助員)

第4条 この法人の目的、事業に賛助する個人又は書道関連団体は、第11条1項第2号に定める会費を納入し、理事会の承認を得て賛助員となることができる。

### (特別維持員)

第5条 この法人の事業を後援し特別維持費として寄付金規定に定める一定額以上の寄付をした者は、理事会の承認を得て特別維持員となることができる。

### (名誉顧問)

第6条 学識経験者またはこの法人に対し特に功労のあった者は、理事からの推薦を受けて、理事会の承認を得て名誉顧問となることができる。

### (加入手続)

第7条 会員になろうとする者は、第11条に定める会費を添えて加入届を理事長に提出するものとする。

### (資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 成年被後見人及び被保佐人の宣告

- (3) 死亡、失踪宣告又はこの法人の解散
- (4) 除名
- (5) 休会

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意によりこれを除名することができる。

- (1) 会費の滞納等、会員としての義務を履行しないとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき。

(休会)

第10条 会員から特別の理由による休会の申し出があった場合には、理事会の承認を得て休会することができる。この場合、会費の納入を免除する。

(会費の額)

第11条 この法人の会費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 維持員 年額1口 12,000円
- (2) 賛助員 年額1口 10,000円
- (3) 特別維持員 会費を免除する
- (4) 名誉顧問 会費を免除する

2 前項の納入金は、都合により分納することができる。

(会費の使途)

第12条 前項の会費は、毎事業年度における合計額の3分の1以上を公益目的事業費に使用し、その他を管理費に使用する。

(拠出金の不返還)

第13条 既納の納入金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月8日から施行する。(文言修正 規定→規程)